

ニセ電話気づかせ隊について

1 趣旨

ニセ電話詐欺の被害が過去最悪のペースで拡大している現状に鑑み、複数名で構成する各種団体に「ニセ電話気づかせ隊」への参加登録を促し、騙されている（又はそのおそれがある）高齢者等に声を掛け、被害を阻止する活動を社会全体に浸透

2 概要

- 「ニセ電話気づかせ隊」
ニセ電話詐欺の被害防止活動に取り組む複数名で構成する団体
- 「ニセ電話気づかせ隊」の任務
 - ・ ニセ電話により、だまされている方への声掛け
 - ・ ニセ電話詐欺の被害防止に係る広報啓発活動
- 「ニセ電話気づかせ隊」に想定される活動内容
 - ・ 高齢者による金融機関のATM、窓口等での多額の現金引き出しや振込み、宅配便による現金の送付、駅や空港での不審な行動（軽装、メモ紙を持っての行動）等を認めた場合における声掛け
 - ・ 隊員の親族、友人等に対する注意喚起「ニセ電話気づかせ隊」への参加等の広報啓発
 - ・ 関連施設等のポスター貼付、高齢者等に対するチラシ配布
- 参加方法
 - ・ 最寄りの警察署、警察本部への参加申込み
 - ・ 県警のホームページからの参加申込み
- 阻止功労賞等の贈呈
登録した団体に所属する方が被害を阻止した場合は、2,000円相当の品物を贈呈
その他、年間を通じて優れた取組をした団体を表彰

※ 代表者及び構成員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有している団体は参加できません。